

32 教育令改正の儀上申

〔明治十三年十二月〕

(注記1)

(谷森)

(田中)(注記2)

(注記4)(注記3)

別冊教育令改正案并ニ其上奏之儀共進呈候間奏上被成下度候右
ハ昨日モ略陳述候通施政上至急ヲ要シ候モノニ付御裁可相成候
ハ、本月二十三日頃迄ニ布告相成候様致シ度将又本案之旨趣
ニ関シ内閣各部ニ於テ御質疑之廉モ御座候ハ、弁明之儀文部權
大書記官島田三郎同少書記官久保田讓ニ申付置候ニ付両官ヘ向
ケ詳議相成度且本案御採用之上元老院議定ニ被附候節ハ右両書
記官ヲ以テ内閣委員ニ被命候様相成候ハ、幸ノ事ニ有之候此段
及上申候也

(注記5)

明治十三年十二月九日

文部卿 河野敏謙 印

太政大臣 三條實美殿

奏 議

文部卿 河野敏謙

教育令改正案ヲ上奏スルノ議

維新僣武ノ後政府大ニ文教ヲ興シ越ニ明治五年泰西ノ法度ヲ折
衷シ新タニ学制ヲ布ケリ其事草創ニ属スルヲ以テ尨雜叙無ク事

態ニ齟齬スルモノナキニアラズト雖モ学校ノ設置天下ニ遍ク人
民就学ノ途爰ニ洞開セシモノハ一ニ此法ノ致ス所ニアラズンバ
アラス爾来五七年世態大ニ改マリ百般ノ制度又随テ変ズルヲ以
テ学制漸ク其權衡ヲ失セリ是レ明治十二年九月四十七条ノ新法
ヲ定メ以テ旧学制ニ代ル所以ナリ蓋シ此改正ニ当リ旧法ノ尨雜
ヲ芟リ過度ノ制限ヲ除クニ急ナルヨリ其勢ノ及ブ所往々放任ス
可ラザルモノヲ併セテ放任スルニ至レリ其然ル所以ノ故ヲ考フ
ルニ亦偶然ニアラザルナリ夫レ学制ノ領布ニ当リ執事者意ヲ成
功ニ鋭クシ校舍ヲ壮大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往々ニシテ免レ
ズ是ニ於テカ学問ノ益未ダ顯ハレズシテ人民之ヲ厭フノ念先ツ
生ス議者其弊ノ因ル所ヲ深考セズ徒ラニ罪ヲ学事ノ干涉ニ帰シ
テ之ヲ尤ム而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ為メニ其精神ヲ謬
マルモノ蓋シ寡シトセズ臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ前日ノ弊タル学制
ノ主義ニアラズシテ施行ノ宜キヲ失フニアリ干涉ノ過度ニアラ
ズシテ干涉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ何ントナレバ前日ノ干涉スル
所ハ唯学校ノ設立費用ノ募集等専ラ外部ノ事ニ止マリ授業ノ得
失ヲ考ヘ費途ノ緩急ヲ察スルガ如キ内部ノ事ニ至テハ其意ヲ經
ル蓋シ寡ケレバナリ而シテ議者一切尤ヲ干涉制度ノ上ニ帰シ反
動ノ勢普通教育ト雖モ亦干涉ス可ラズト云フニ至ル過テリト謂
フベシ猶ホ医師ノ治ヲ過ツハ藝術ノ咎ニアラス而シテ医ノ不良
ナルガ為ニ遂ニ藝術ヲ廢セントスルガ如シ豈理ナランヤ蓋シ普
通教育ハ国民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟モ国ヲシテ開明ニ民
ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラザレバ不可
ナリ而シテ政府之ヲ督勵セズシテ其普及ヲ望ム殆ド河清ノ埃ツ

可ラザルガ如シ夫ノ英国ノ如キ之ヲ歐洲大陸諸国ニ比スレバ頗
ル教育ヲ放任スルモノトス而シテ全国人民ノ無智ナル風ニ識者
ノ慨ク所トナリ世論漸ク干涉ノ已ム可ラザルヲ覺知シ遂ニ一
八百三十九年ニ及テ枢密院中ニ教育局ヲ設ケ若干ノ費用ヲ議定
セシヨリ年ニ其權限ヲ擴充シ費額ヲ増益シ一千八百七十八年ノ
如キハ補助金貳百拾四万九千貳百〇八一「ポンド」ノ巨額ヲ議院
ニ於テ議定スルニ至レリ夫ノ政治ニ干涉ヲ事トセズ又教育ノ一
事ニ至テハ歐洲大陸ノ諸国ニ數等ヲ讓レルノ英国ニシテ其措置
尚ホ此ノ若シ其他ハ類推スベキナリ蓋シ其政体ノ如何ニ關セズ
苟モ文明ヲ以テ稱セラル、国ニシテ普通教育ノ干涉ヲ以テ政府
ノ務メトセザルハナシ是レ豈普通教育ハ其国運ニ關スル最大ナ
ルガ故ニアラズヤ我国ノ如キ学政ヲ施シテヨリ纔カニ數年未ダ
其効績ヲ見ザルニ於テハ深ク怪ムニ足ラズ但其施行ノ間ニ當リ
僅々ノ弊ヲ見ルガ為メニ其精神ヲ挫シ又皮相論者ノ說ニ謬ラレ
テ此主義ヲ揉ムルニ至テハ何レノ日ニカ此民ト共ニ文明ノ域ニ
進ムトヲ得ンヤ是レ臣ガ今日ニ當リ教育ノ主義ヲ定メンヲ希圖
シテ已マズ教育令ノ改正案ヲ進奏スル所以ナリ或ハ曰ン客年教
育令ヲ制定シテ墨痕未ダ乾カズ今又之ヲ改正セバ信ヲ国民ニ失
フヲ如何セント是レ亦事ヲ解セザルノ言ノミ苟モ法令ノ国家人
民ニ不利ナルヲ知ラバ隨テ之ヲ改正スル又何ノ憚ル所カ是レア
ランヤ若シ既ニ其不利ナルヲ覺ルモ敢テ之ヲ改メズ荏苒年ヲ涉
ル者ハ彼ノ不可ナルヲ知テ鷄ヲ攘ミ来年ヲ俟テ止メントスル者
ト其異果シテ何クニ在ルヤ抑亦自家ノ便ヲ計ルニ厚フシテ国家
ヲ念フニ薄キ者ト謂ハザル可ラズ是レ臣ガ今日改正案ヲ進奏ス

ルニ於テ敢テ遲疑セザル所以ナリ抑現行教育令ノ高等諸学校ニ於ル纔カニ其名称ヲ掲グルニ止マリ之ガ制規ヲ立ルノ条ハ全ク欠如タリ^臣ノ意將ニ之ヲ補テ其体ヲ具ヘシメントスルニ在リ但普通教育ノ衰頹ヲ挽回スル^ト焦眉ノ急ニ属スルヲ以テ今回ノ改正ハ専ラ小学ニ係ルノ事ヲ主トシテ其他ニ及バズ謹テ此ニ本案ヲ進ムルニ当リ此事由ヲ一言シテ以テ予メ他日改正ノ端緒ニ供ス伏シテ請フ陛下ノ此ニ照察セン^トヲ臣敏謙恐惶頓首謹言

〔表紙〕

教育令改正案

布告案

第 号

明治十二年九月第四十号^{〔抹消〕}布告^{〔候〕}教育令左ノ通改正

〔削除〕追加候条此旨布告候事

年号 年 月 日

改正案

第二条 学校ハ小学校中学校^{〔朱書〕}大学校^{〔朱書〕}師範学校^{〔朱書〕}専門学校^{〔朱書〕}職工学

校^{〔朱書〕}其他各種ノ学校トス

〔理由〕 學術ノ生産力ニ関スルヤ大ナリト雖モ直接ニ其力ヲ

現ジ又広ク社会ニ実業ヲ起サシメ専門学校ニ並ンデ学校類

中ノ要部ヲ占ルモノハ職工学校ヲ以テ最ナリトス而シテ教

育令中此名称ナキハ頗ル闕典ニ属ス是レ本条改正ノ要旨ナ

〔リ〕

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ

読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情况ニ随ヒテ

野面唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女

子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得ザル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ

中地理歴史ヲ減ズルコトヲ得

〔朱書〕

〔理由〕 現行ノ令ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ六科

ヲ以テ小学必須ノ学科トス其一ヲ欠ケハ則チ小学ニアラザ

ルナリ普通教育ニアラザルナリ夫レ地理ヲ講シテ本邦ノ形

勢ト其万国ニ対スル關係トヲ弁シ歴史ヲ学ビテ国家ノ沿革

ト人事ノ變遷トヲ考フルハ人ト成リテ社会ノ員ニ列スル者

ノ知ラザル可カラザル緊要ノ事ナリト雖モ之ヲ修身ノ彝倫

ヲ明ニシ及ビ読書習字算術ノ用ヲ言語ニ齊フスル者ニ比ス

レハ其緩急固ヨリ逕庭アリ而シテ学齡八年間此等六科ノ学

ヲ修ムレバ其習熟ノ觀ルヘキモノ無キニアラズト雖モ地ニ

都鄙ノ別アリ人ニ貧富ノ異アリ且今日人民ノ生計社会ノ程

度ヲ熟視スルニ全国ノ児童ヲ挙ゲテ尽ク八年ノ就学ヲ畢ラ

シメントスルハ勢必ス行ハルベカラザルナリ唯八年就学ノ

行ハルベカラザルノミナラズ更ニ之ヲ短縮シテ六年トスル

モ亦未ダ必ズシモ能ハザルナリ且其就学ノ期愈々縮マレバ

其諸科ヲ修ムルヤ愈々難シトス故ニ其六科ヲ併セ授ケテ以

テ共ニ習熟セザランヨリハ寧ロ其一ニヲ減シテ以テ専ラ習

フ所ニ熟セシムルノ実用ニ適スルニ如カザルナリ是レ此改

正案ニ但書ヲ加ヘ地理歴史ニ科ノ如キハ事情ニ随ヒテ或ハ修メ或ハ修メザルヲ得セシメ以テ学期ニ長短アルノ条ト相照シテ以テ其宜キヲ得セシムル所以ナリ

第八条

(朱世)職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス

以上(朱世)〔数条〕掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スル

コトヲ得ヘシ

(朱世)〔本条改正ノ理由ハ第二条ノ下ニ掲クルヲ以テ更ニ此ニ贅

セズ〕

第九条

(朱世)〔各町村ハ府知事県令ノ指示ニ從ヒ独立或ハ聯合シテ

其学齡児童ヲ教育スルニ足ルベキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ

設置スベシ〕

(朱世)〔但本文小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認

可ヲ經タルトキハ別ニ設置セザルモ妨ゲナシ

理由 現行ノ令ニ於テハ町村ヲシテ公立小学校ヲ建設スル

ノ義務ヲ負ハシムルニ止リ而シテ之ヲ設クルノ制限ニ至リ

テハ則チアルト無シ是レニ由リテ生スルノ弊一ニシテ足ラ

ズ蓋寒郷僻陋人口疎少ノ地ニシテ毎村毎町必ス学校ヲ設ク

ルトキハ費用給セス校舍整ハズ授業挙ラズ合格ノ教員聘ス

ル能ハズ適當ノ器具備フル能ハズ之ガ為メニ児童ノ心性ヲ

傷ヒ健康ヲ害スル等ノ弊枚挙スルニ遑アラズ此ノ如キハ則

チ其町村既ニ学校ヲ設置スルノ名義アルヲ以テ其負フ所ノ

義務ヲ尽セルガ如ク見ユルト雖モ其実効ヲ考フルトキハ猶

之ヲ設ケザルト異ナルナキナリ又其數町或ハ數村聯合シテ

設立スル者ニ於テ之ガ適當ノ制限ナキヲ以テ三四里若クハ

五六里ノ間僅ニ一校ヲ設立スルアリ或ハ未タ甚ダ広遠ナラ

ザルモ山河ノ阻隔スルモノヲ併セテ一学校区ヲ立ツルアリ

是レ皆学齡児童ノ通学ニ耐フル能ハザル所ナリ或ハ人口稠

密ニシテ生計ノ度甚ダ低カラザルモ其人民未ダ学業ノ利ヲ

曉ラザルガ故ニ学校ノ為メニ資財ヲ出スヲ好マズ纒ニ狹隘

ノ校舍ヲ起シテ以テ其義務ヲ免ル、ノ口実ト為シ而シテ其

学舎狹隘ナルヲ以テ学齡児童ヲ容ル、ニ足ラズ其レヲシテ

多ク不学ニ終ラシムルアリ是レ皆学校設置ニ制限ナキノ致

ス所ニアラズンバアラザルナリ而シテ其弊猶未ダ此ニ止ラ

ザル者アリ夫レ学制頒布以來數町村力ヲ併セテ学校ヲ設立

シ其規模略觀ルベキ者往々之レアリト雖モ去歲教育令發行

ニ至リ学校分合ノ事ヲ挙ゲテ之ヲ町村ニ屬シテヨリ其学校

敷地ノ屬スル町村外ノ者ハ之ヲ視ルト自己町村ニ關セザル

者ノ如ク校費ヲ出サズ児童ヲ遣ラズシテ連リニ分離ヲ主張

スル者アリ甚キハ曩ニ協議上ヨリ積ミ立テタル資金ヲ分割

シテ各自ニ学校ヲ設立セントスル者アリ而シテ其弊ノ窮極

スル所遂ニ合資ヲ以テ設立セル整備ノ学校ヲ毀チテ各自微

力ノ学校ヲ創起シ其費用ハ前日ニ倍シ而シテ却リテ学事ヲ

シテ振ハザルニ終ラシム是レ等ノ如キモ現今ノ令ニ於テハ

之ヲ禁ズル能ハザルナリ是レ今回ノ改正ニ於テ「児童ヲ教

育スルニ足ルベキ」云々ノ字句ヲ加ヘテ其設立ノ目的ヲ明

ニシ又其制限アルノ精神ヲ明示シ「府知事県令ノ指示」

云々ノ文字ヲ加ヘテ其果シテ児童ヲ教育スルニ足ルヤ否ヤ

ヲ監スルノ權ヲ府知事県令ニ付シ以テ妄リニ分合スルノ弊

ヲ制セントス其但書ニ於テ「本文小学校ニ代ルベキノ」文字ヲ以テ「公益タルベキ」ノ句ニ換フルモノハ蓋シ公益ノ文字タル意義稍不定ニ属スルヲ以テナリ

第十條 (朱書) 各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置ス

ル独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ)

(朱書) 但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

理由 本条ノ改正案ニ三箇ノ要点アリ学務委員ヲ設置スルノ地ヲ定ムル一ナリ戸長ヲ以テ其員中ニ加フル二ナリ区町村会ヲシテ委員ノ数及ビ其給料ヲ評決セシメ又府知事県令ヲシテ之ヲ認可セシムル三ナリ夫レ現行ノ令ニ於テハ唯学務委員ヲ置クベシト云フニ止マリテ其之ヲ何レノ所ニ置ク一ニ言ヒ及バズ則チ学校ヲ設置維持スルノ一区域ニ置クベキ乎抑町村ノ聯合シテ之ヲ設置維持スルモ猶毎町村ニ置カザル可ラザル乎各地ニ於テハ之ヲ明知スル能ハザルヲ以テ之ガ説明ヲ請フモノ往々之レアリ是レ改正文中「小学校ヲ設置スル」云々ノ文字ヲ掲グル所以ナリ夫レ戸長ノ職タル町村公共ノ事務ヲ統ブルヲ以テ夫ノ衛生委員ノ如キモ亦之ヲ助ケテ以テ其事ヲ行ヘリ然ルヲ学事ニ於テハ独リ学務委員專ラ之ヲ掌理スルトキハ其施為ノ力薄弱ナルノミナラズ或ハ事務重複ノ煩ヲ起シ或ハ彼此扞格ノ意ヲ生ズルノ憂アリ且ツ各地方ノ景況ヲ通観スルニ大凡戸長ト為ル者ハ其町村ニ名望アル者又ハ材幹衆ニ超ユル者又ハ旧家ニシテ郷閭

ニ尊重セラル、者等ニシテ固ヨリ其町村人民ノ上流ニ居ル者ナルガ故ニ其言自ラ行ハレ易キノ勢アリ故ニ之ヲシテ学務委員ト共ニ事ニ従ハシメハ其学事ニ裨益アル蓋シ細小ニアラザルナリ是ノミナラス区町村会起リテヨリ以来町村公共費ノ予算ヲ立テ、之ヲ議場ニ弁明スルハ則チ戸長ノ主トシテ任スル所ナリ而シテ学校ノ費用亦其一ニ居レリ蓋シ現行教育令第十條第十二條ニ由レバ町村ノ学費ヲ議會ニ弁明スルハ学務委員ノ務メタラザルベカラズ而シテ實際ニ於テハ却リテ之ヲ戸長ノ為ス所ニ歸セリ其事務ノ相交涉シテ分離シ難キ既ニ此ノ若クンバ則チ令中明文ヲ掲ゲテ以テ其職務ヲ定メザル可ラス是レ戸長ヲ以テ委員ノ中ニ加フル所以ナリ抑学務委員ノ職タル常ニ町村ノ学事ヲ幹理ス既ニ此職アリ則チ其適當ノ給料ナカル可ラス蓋シ之アルヘクシテ而シテ之ナキトキハ委員タルモノ実ニ其職任ノ責ナキ者ノ如シ然バ則チ必ス之ヲ与フルトセンカ或ハ富豪有為ノ人ニシテ此撰ニ当リ身公益ニ任ズルノ榮譽ヲ悦ビ給料ヲ受クルヲ屑トセザルアリ故ニ此ヲ与フルト否ザルトハ土地ノ情況及ビ委員其人ノ地位ニ由リテ之ヲ斟酌セザル可ラズ必ズ之ガ一定ノ制度ヲ立テ、以テ之ヲ規スルヲ得ス是レ其給料ヲ町村会ノ議ニ付スルヲ要スル所以ナリ然リト雖モ之ヲ与フベクシテ而シテ与ヘズ遂ニ委員ヲシテ無報ノ勞ニ服セシメ因リテ以テ学事ヲ振ハザルニ至ラシムルハ亦往々見ル所ノ通弊ナリ故ニ専ラ之ヲ町村ニ委セス必ズ府知事県令ノ認可ヲ経セシメテ以テ一方ニ偏倚セザラン一ヲ期ス是レ本条改

〔正ノ大旨ナリ〕

第十一条 〔朱書〕 学務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦

挙シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ

〔朱書〕 但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經

ヘシ

理由 現行ノ令ニ於テ学務委員ハ町村人民ノ撰挙タルベシトアリ而シテ其選挙セル者ハ直チニ委員ト為ルヲ得ル乎抑刑余ノ人ノ若キ公共ノ信憑ヲ托スルノ性質ヲ欠クモノニ於テハ地方官法律ニ因リテ附与セラレタル監督ノ權〔教育令第十二条〕ニ因リテ之ヲ改選セシムルヲ得ル乎或ハ一旦委員ト為ルノ後ト雖モ其人職任ニ適セサルニ於テハ地方官之ヲ改選セシムルヲ得ル乎是等ノ諸点皆令中ニ明掲セザルヲ以テ実施ノ際疑義ヲ生ズル者ナキニアラズ若シ撰挙セラレ、者ハ直チニ委員トナリ如何ノ事由アルモ地方官之ヲ進退スルノ力ナシト解釈セバ則チ是ヨリ生ズルノ弊実ニ言フニ勝ヘザルモノアリ蓋シ町村学事ノ挙ルト否ザルトハ学務委員其人ヲ得ルト否ザルトニ由レリ何トナレバ兒童ノ就学ヲ促シ学資ノ募集ヲ計リ学校ノ維持ヲ力メ不就学ノ事故ヲ查スル等ハ地方官郡区長ノ之ヲ管理スルアリト雖モ躬其町村ニ住シ親ク之ガ事情ヲ識ルハ即チ学務委員ノ深切ニシテ手ヲ下シ易キニ如ザレバナリ然レハ人民未ダ学問ノ利ヲ曉ラズ劇場祭礼ノ為メニ千金ヲ捐ツルモ学校ノ為メニ拾金ヲ出スヲ悦バズ俳優力士ノ為メニ款待ヲ尽スモ教員ノ為メニ礼意ヲ表スルヲ厭フガ如キ未ダ普通学ノ人生ニ必需ナルヲ

知ラズ就学ハ社会ノ公務タルヲ弁ゼザルノ地方ニ於テハ学

務委員其人ヲ得テ兒童就学ノ督促ニ遭ハンヲ恐レ勉メテ文

筆ヲ解セズ学事ヲ弁ゼザルノ人ヲ挙ケ甚キハ刑余ノ人ヲ撰

バントスル者アルニ至ル故ニ其制限ノ設ケ豈今日ニ已ムヲ

得ンヤ然リト雖モ委員ハ人民ノ委托ヲ受ケテ町村公共ノ義

務ヲ代理スル者ナルヲ以テ人民ノ之ヲ推薦スルヲ得ルハ実

ニ町村自治ノ精神ニ出ヅル者ナレバ固ヨリ其疆界ヲ侵スベ

キニ非ス唯府知事県令ヲシテ其監督ノ權ヲ此際ニ実行セシ

メンヲ要ス然レハ其法タル推薦人ヲ得ザルニ当リ之ヲ拒ミ

テ再撰セシムガ如キハ未ダ其宜キヲ得タリト云フ可カラズ

何ントナレバ其事タル唯被薦者ノ名譽ヲ毀チ薦者ノ煩ヲ重

スルノミナラズ其レヲシテ自ラ不快ノ念ヲ懷カシメ以テ官

民乖離ノ端ヲ開クニ庶幾ケレバナリ故ニ当初其員ノ二倍若

クハ三倍ヲ推薦セシメ其中ニ就キテ選任スルヲ得ルヲ改正

案ノ若クナラシメバ則チ一時ニシテ二回若クハ三回ノ薦挙

ヲ行フト其効ヲ同クセントス此クノ如ンバ則チ官民共ニ偏

重ノ弊無キヲ得ン夫ノ薦挙ノ制限ノ若キ倘文部省ニ於テ之

ヲ定メ國中ノ広キ都鄙ノ隔タレルヲ省セス画一ノ制度ヲ以

テ之ヲ規セントセバ或ハ事情ニ適セスシテ扞格行ハレザル

ノ地ナキヲ保ツ可ラス故ニ府知事県令ヲシテ先ヅ其案ヲ起

草セシメ而シテ後其区々ニ分岐シ東隅西陲之ガ権衡ヲ失フ

ナカラシメンガ為メ且其事ノ重要ナルガ為メニ之ヲシテ文部卿ノ認可ヲ請ハシメントス是レ本条改正ノ要旨ナリ

第十四条 〔朱書〕 学齡兒童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タ

ルヘシ)

第十五条

(朱書)

〔父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒業サル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程ヲ卒業タル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラス〕

〔但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ〕

理由 現行ノ令ニ於テハ事故アリテ就学セシメザル者ハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スベシトアリ而シテ其事故トハ如何ナルモノヲ指スヤ一定ノ積義ナク又行政規則ヲ以テ之ヲ定メシムル一ヲ言ハズ是レ兒童ノ就学ヲ以テ父母後見人ニ負ハシムルノ義ト協ハザルナリ何ントナレバ一方ニ於テハ法律上ノ責ヲ父母後見人ニ負課シ一方ニ於テハ其負課ヲ免ル、ト免レザルトノ要質ヲ定メザレバナリ況ンヤ其之ヲ学務委員ニ陳述スルニ止マルニ於テヨヤ且第十四条ニ於テハ十六箇月ヲ以テ兒童就学ノ最短期トシ此期ヲ過グルハ就学ノ責ナシトセリ夫レ兒童六歳ニシテ小学ニ入り纔ニ一年四箇月ヲ經テ修ムル所ノ普通学ハ成丁ノ後ニ至リ果シテ其身ヲ益スルニ足ルベキ乎仮令改正案第三条ノ如ク地理歴史ノ二科ヲ除キ簡易ノ科ノミヲ修メシムルモ尚且其用ニ適セザルヲ知ルナリ既ニ其用ニ適セズ安ゾ之ヲ以テ責ヲ免ル、ノ定限トスルヲ得ンヤ況ンヤ唯十六箇月云々ト言フトキハ仮令父母タル者財計余リアリ兒童ヲシテ全備ノ小学ヲ修メ

シムルニ足ルト雖モ己レ學問ヲ悦バザレバ則チ兒童ノ就学十六箇月ヲ以テ我方義務畢レリト為シ直チニ之ヲシテ退学セシムルモ既ニ法律ノ之ヲ許スアレバ何ニ因リテ之ヲ拒止スル一ヲ得ンヤ而シテ兒童ハ固ヨリ智慮鮮キガ故ニ遊戯百端唯其課業無キヲ悦ビ徒ニ歲月ヲ涉リ其人ト成ルニ及ビ始メテ自ラ悔イ是ニ至リテ父母ヲ恨ムルモ亦何ノ益カアラン故ニ此ノ如キ場合ニ於テハ社会ノ集力即チ政府ナル者此等私人ノ利害ヲ推定シテ其間ニ干渉シ幼者ノ權利ヲ保護スルハ勢ノ已ム可カラザルモノトス何ントナレバ兒童タル者未ダ己レノ利害ヲ判別スルノ能力無ク而シテ父母又之ヲ賊フニ方リテハ則チ政府ヲ除クノ外又之ヲ擁護スル者アラザレハナリ蓋シ律眼ノ幼者ヲ見ルヤ成丁ノ人ニ異ナリ夫ノ幼者ノ職業時間ヲ制限スル事ノ如キ以テ見ルベシ故ニ雇主ト父母トノ約束ヲ以テ幼者ヲ工場ニ役セシムルニ当リ父母ハ雇銀ノ多キヲ貧リ雇主ハ使用時間ノ長キヲ利シ而シテ兒童脆弱ノ体ヲ役スル常度ニ過ギシムルモ幼者自ラ其身ニ巨害アルヲ曉ラズ其人ト為ルニ及ビテ身体枯瘁竟ニ用ニ耐ヘザルニ至ル此ノ如キハ少年自衛ノ力無ク父母又之ヲ賊フモノニシテ政府ヲ除クノ外能ク之ヲ防ク者アルナシ是レ泰西文明ノ國ニ於テ幼者勞役ノ時間ヲ制限スルヲ以テ社会ノ幸福ヲ保スル必要ノ法律トスル所以ナリ而シテ普通教育ノ責ヲ父母ニ課スルモ亦主義ヲ此理ニ均クスルトキハ則チ決シテ之ヲ緩漫ニ付ス可カラザルナリ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ已ムヲ得ザルノ事故アルニアラザレハ兒童ヲ就学セシメザル

可カラザルノ義ヲ定メ且其最短期十六箇月ヲ改メテ三箇年トスルモノハ三年ノ時月ヲ費ヤシテ以テ小学最低ノ課程ヲ全ク修ムルヲ得バ稍其終身ヲ裨益スルニ及ブベキガ為メナリ而シテ土地ノ事情職業ノ状態ニ随ヒ三箇年連続シテ学ニ就ク能ハザルモノハ毎年時ニ從ヒテ就学シ三箇年ノ課程ヲ卒ルニ至リテ始メテ其責ヲ免レシム其毎年十六週ヲ以テ限トスル亦偶然ニアラザルナリ夫レ小学ノ開校ヲ毎年三十二週ト定ムルトキハ三箇年ニシテ九十六週ナリ学齡八箇年間毎年就学スルコト十六週ナルトキハ通計一百二十八週ナリ是レ三箇年連続シテ以テ就学スル者ヨリ其時ヲ増ス一三十二週即チ一年ノ開校期ヲ加フルニ同ジ其之ヲ増加スル所以ノ者ハ夫ノ連続シテ以テ学ブモノハ終始學問ノ念ヲ離レズト雖モ毎年十六週間学ブモノハ一年強半他ノ業ニ從事シテ學問ノ念殆ド断ユ其念ヲ離レザル者ハ業速ニ成リ易ク其念断ユルモノハ遺忘ノ患免レ難シ故ニ通計一年ノ開校期ニ当ルノ時ヲ加ヘテ以テ之ヲ補フノミ抑法律ハ其既ニ三年ノ課程ヲ卒フルモノニ於テ一切就学ヲ望マザルベキ乎曰ク否ザルナリ夫レ三年ニシテ業ヲ卒フルハ小学最低ノ課程ノミ豈之ヲ以テ足レリトスト謂ハンヤ故ニ既ニ之ヲ卒フル者ト雖モ生計余アリ且職業ノ為スベキ無キモノハ之ヲシテ学齡間就学セシメン一ヲ要ス然リト雖モ人ニ貧富アリ体ニ強弱アリ又初ヨリ就学スル能ハザルアリ或ハ三年就学スル能ハザルアリ故ニ已ムヲ得ザルノ事故アル者ハ全ク其責ヲ免セシメザル可ラズ既ニ三年ノ業ヲ卒ヘテ特殊ノ学ヲ修メントス

ルモノアリ職業工芸ニ從事セントスル者アリ其相当ノ理由アルハ学齡間普通学ニ就カザルモ亦可ナリ而シテ之ヲ実施スルニ当リ如何ナルモノカ是レ不得已ノ事故トスベキ如何ナルモノカ是レ相当ノ理由トナスベキ其大綱ヲ予定スル一無ケレバ寛嚴人ニ因リテ異ニシテ法律ノ精神ヲ破リ人民ノ苦害ト為ルノ弊ナキヲ保ツ能ハズ是レ就学督促ノ規則ヲ要スル所以ニシテ府知事県令之ヲ起草シ文部卿ノ認可ヲ經セシムルハ其理由第十一条但書ノ説明ニ同ジ是レ兩条改正ノ要旨ナリ

第十六条 (朱書) 小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授

業日数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

(朱書) 但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

理由 学期ト就学ノ期限トハ互ニ交渉シテ分離ス可ラザルモノトス何ントナレバ其比較相協ハザレハ錯乱シテ行フ可ラザレバナリ是レ本条最短ノ学期四箇年ヲ改メテ三箇年トシ一歳ノ授業四箇月以上ヲ改メテ三十二週日以上トナシ第十五条ト照応セシムル所以ナリ且現行ノ令ニ於テハ一日ノ授業時間ニ制限ナキカ故ニ纒カニ一時間ニ滿タザルノ授業ヲ以テ法律要スル所ノ開校日数ニ充ツルモノアリ是ノ如キハ其名アツテ実ナキモノトス或ハ速成ノ功ヲ貧リテ一日八時間余ニ及ブモノアリ是ノ如キハ児童ノ心性體質ニ適セズ徒ラニ倦怠ヲ生ゼシメテ終ニ益ナキノミナラズ却テ健康ヲ損ズルノ害アリ是レ本条ノ但書ニ於テ其制限ヲ設ケタル所

〔以ナリ〕

第十七条

〔朱書〕

〔学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ

別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ經ヘシ〕

〔朱書〕

〔但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシム

ヘシ〕

理由 児童ヲシテ学校ニ入ラシメ若クハ巡回授業ニ就カシ

ムル所以ノモノハ他ニアラス其主眼唯普通教育ヲ受シムル

ニアルノミ故ニ此等ノ手段ヲ除クノ外別ニ普通教育ヲ受シ

ムルノ途アル例ヘバ家庭ニ於テ児童ヲ教育スル者ノ如キハ

亦之ヲ許サザルヲ得ズ然リト雖モ之ヲ以テ口ニ籍キ以テ就

学ノ責ヲ塞カントスルモノ、如キ或ハ其無キヲ保ス可ラズ

是ノ如キハ則チ豈至当ノ監制ヲ為サザルヲ得ンヤ而シテ現

行ノ令ニハ此事ヲ欠ケリ是レ今回ノ改正ニ於テ初ニハ郡区

長ノ認可ヲ經セシメ又時々試験ヲ為シテ以テ其効ヲ監スル

所以ナリ

第十八条

〔朱書〕

〔小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ

方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令

ノ認可ヲ經ヘシ〕

〔朱書〕

理由 現行ノ令タル学校ヲ設置スルノ資力ニ乏キ地方ニ於

テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ニ教授セシムルコトヲ得

ベシト云フニ止マリ其巡回授業ヲ為スヲ得ルニハ何等ノ手

続ヲ以テスベキヲ説ズ是レ町村ニ学校ヲ設置スルノ責ヲ負

シムルノ義ニ違フモノナリ何ントナレバ町村ノ人民学校ヲ

設クルヲ悦バザルモノ我地方ハ学校ヲ立ルノ資力ニ乏シト

声言シ口ヲ巡回授業ニ籍テ僅カニ一二ノ教員ニ數十町村ノ

児童ヲ托シ授業ノ実終ニ挙ラザルニ至ルモ曾テ巡回授業ニ

一定ノ制度ナキ以上ハ官又之ヲ如何トモスル能ハザレバナ

リ且ツ其学校ヲ設置スルノ資力ニ乏キト否トハ町村自ラ之

ヲ判定スルヲ得ル乎地方官之ヲ判定スル乎法律ニ於テ毫モ

之ニ言及スルナシ抑亦不備ノ文ト謂フベシ是レ今回ノ改正

ニ於テ「府知事県令」云々ノ句ヲ増加セル所以ニシテ地方

ノ情況ニヨリテ之ヲ設クルヲ得セシムルモ亦徒ラニ之ヲ口

ニ籍テ苟モ其責ヲ免ル、者無ラシメント欲スルナリ

第二十条

〔朱書〕

〔公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係

ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事

県令ノ認可ヲ經ヘシ〕

〔朱書〕

理由 現行ノ令タル公立学校ノ設置廃止ハ府知事県令ノ認

可ヲ經セシムルモノトス抑公立学校トハ官立私立ノ中間ニ

位スル二種ノ学校ヲ指テ云フモノナリ其府県ニ於テ地方税

其他府知事県令管スル所ノ貨種ヲ以テ設立スルモノ之ヲ府

県立ト云ヒ其町村人民ノ協力ヲ以テ設立スルモノ之ヲ町村

立ト云フ夫レ府県立ニ於テハ府知事県令恰モ其校主タルノ

位地ニ在ルモノ、如シ而シテ現行ノ令ハ都テノ公立ヲ概括

シテ之ヲ府知事県令ノ認可スルモノトセリ然ラバ則チ府県

立ニ於テハ府知事県令自ラ之ヲ設立シ自ラ之ヲ認可スベシ

ト謂フガ如キモノニシテ其理ニ協ハザル復タ弁スルニ足ラ

ザルナリ是レ今回ノ改正ニ於テハ同一公立ノ名称中ニ就キ

テ彼此ヲ甄別シ其甲ハ之ヲシテ文部卿ノ認可ヲ經セシメ乙

ハ之ヲシテ府知事県令ノ認可ヲ経セシム此ノ若クニシテ後
始メテ倫次アリト謂フベシ且単ニ学校ヲ挙テ其他教育上須
要ノ局部ニ及バザルハ法律ノ不備ナルニ由リ今幼稚園書籍
館等ノ文字ヲ増加シテ以テ其意ヲ補ヘリ

第二十一条

(朱書)

〔私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ

認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ〕

(朱書)

〔但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ
認可ヲ経ヘシ

理由 現行ノ令ニ於テハ私立学校ノ設立ヲ府知事県令ニ開
申セシムルニ止マル是ニ由テ生ズルノ弊亦尠カラズ夫レ学
校ハ世間普通ノ營業ト同カラズ人ノ心性ヲ陶冶シ智徳ヲ左
右スルノ要具タリ故ニ其法宜キヲ得レバ俗ヲ化シ智ヲ開ク
ノ益アリト雖モ其宜キヲ失ヘバ則チ小ニシテハ人ヲ戕ナヒ
大ニシテハ俗ヲ壞ルノ害アリ其レ然リ故ニ學術ナキノ人ハ
師ト為スコカラズ素行修マラザル人ハ師ト為スコカラズ然
ルニ現行法ノ如ク学校ノ設立ヲ開申ニ止ムルトキハ學術ナ
キノ人ニシテ此利器ヲ妄用スルヲ得ルノミナラズ刑余ノ人
ト雖モ亦抗顔師位ニ居ルコトヲ得ントス夫レ人ノ身体ヲ左
右スル者ハ医師ナリ人ノ心性ヲ左右スル者ハ教師ナリ此要
点ニ至テハ公私ノ別ニ因テ変ゼザルモノナリ而シテ医師ノ
業ヲ営ムヤ官其性格ヲ鑑ミ教師ノ校ヲ開クヤ其自為ニ任ス
豈人ノ心性ハ身体ニ如カズト謂ハンヤ是レ今回ノ改正ニ於
テ其設立ヲ認可セシムル所以ナリ抑其廃止ニ至テハ此ニ異
ニシテ官此ニ関スルノ權ナシトス何ントナレバ其設立ヤ將

サニ為スアラントスルモノニシテ事積極ニ属ス是レ世ヲ益
スト雖モ亦之ヲ害スルノ力アリ是レ官ノ認可ヲ要スル固ヨ
リナリト雖モ其廃止ヤ之ニ反シテ將サニ為スナカラントス
ルモノニシテ事消極ニ属ス是レ世ニ益セズト雖モ亦之ヲ害
スルノ力無シトス政府ハ私人ノ害ヲ為スラ遏ムルノ任アリ
ト雖モ其レヲシテ益ヲ為サシムルヲ責ムルノ力無シ是レ其
校主ノ意ニ放任セザル可ラザル所以ナリ独リ公立学校ニ代
用スルノ小学校ニ於テハ之レニ異ナリ其校アルカ為メニ公
立小学校ヲ設クルノ責ヲ町村ニ免レシムレバ則チ此私立タ
ルヤ恰モ公立ト同一ノ權利ヲ有セリ故ニ律眼ノ之ヲ見ル公
立ノモノニ同カラザルヲ得ズ況ンヤ此校ニシテ一旦廢止セ
ラル、ニ於テハ其町村ノ児童直チニ就学ノ途ヲ失フニ於テ
ヤヤ故ニ之ヲ廢止セザルヲ得ザルノ場合ニ於テハ町村ヲシ
テ別ニ小学校ヲ設シメザル可カラズ則チ官ニ於テ其廢止ヲ
予知スルニアラザレバ不可ナル所以ナリ是レ本条改正ノ大
旨ナリ

第二十二條

(朱書)

〔町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廢止ノ規則

ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十三條

(朱書)

〔小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ

府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経
テ管内ニ施行スヘシ〕

(朱書)

〔但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之
ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ
其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

理由 現行ノ令タル公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ経私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申セシム此區別タル甚ダ謂レナキモノトス政府ノ学校ニ於ル単ニ公私ノ別ニ拠テ監督ノ途ヲ異ニスベキニアラズ必ズ其教学ノ性質ニ就テ之ヲ処スベキ理義アルノミ何ゾヤ夫ノ専門、工芸、職業等ノ学校タル各々其特殊ノ性質アリテ特殊ノ智術ヲ要スルヲ以テ官ノ利トスル所民ノ不利トスル所タルモ亦知ル可ラズ民ノ見ル所官ノ監ミル所ニ劣ルト謂フ可ラズ語ニ所謂老農老圃ニ如ズト即チ此理ニ同シ故ニ此類ノモノニ於テハ必ズ官其教則ノ細目ニ干涉シテ取裁スルヲ要セザルナリ独リ小学校ニ至テハ是レニ異ナリ其人ヤ学齡兒童ニシテ其学ヤ普通教育ナリ其性質既ニ定マレリ其目的固ヨリ一ナリ其教則モ亦此性質ト此目的トニ合セザル可カラズ若シ其私立ニ係ルノ故ヲ以テ此性質ニ協ザルモ亦可ナリト謂ハンカ小学ノ名称何ニ因リテカ定マラン況ンヤ其公立私立ノ別ナク小学ニ入ルトキハ則チ就学ノ責ヲ尽スモノト法律ノ之ヲ認ムルニ於テヤヤ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ其小学ニ関スルノ条ハ公私ヲ問ハズ律眼悉ク同一ノ看ヲ做セリ此理ヲ推シテ之ヲ察スルニ現行令ノ第二十二條第二十三條ノ區別タル干涉スベキニ干涉セズ而シテ干涉スベカラザルニ干涉スルモノニシテ大ニ其倫次ヲ失フモノタルヲ灼知スベキナリ其小学校ニアラザル諸種学校ノ教則細目ハ官之ヲ取裁スルヲ要セザルノ理ハ既ニ之ヲ明カセリ然ラバ則チ全ク之ヲ放置スベキ乎曰ク否其設立ヲ認可スルト否トハ略一定ノ限界ナカル可カラ

(下札)

ズ唯其学問ノ自由ヲ掣肘ス可カラザルノミ学校設置ノ目的講学ノ要領教員ノ履歴学校維持ノ方法ノ如キ皆官ノ知ラザル可カラザルモノナリ其廃止ニ於ルモ亦其理由ヲ知ルニアラザレバ認可スルト否トノ標準ヲ立ツルニ由ナシ是レ其要領ヲ定ムルノ規則ヲ要スル所以ナリ其小学ニ於ル固ヨリ一定ノ主義ニ基クト雖モ全国ノ広キ都鄙ノ隔タル其細目ニ至リテハ固ヨリ取捨セザル可ラズ是レ文部卿之レガ綱領ヲ定メ府知事県令ヲシテ土地ノ情况ヲ量リ教則ヲ編制セシムル所以ナリ而シテ一地方中又之ヲ取捨セザル可カラザルニ於テハ更ニ斟酌増減シテ以テ其事情ニ応ズルヲ得セシム但其範圍ヲ超脱シ普通教育ノ大旨ニ違ハザランガ為メニ官ノ認可ヲ経テ之ヲ行フヲ得セシム是レ第二十二條第二十三條改正ノ要略ナリ

第三十三條 (各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ)

理由 (本書) 現行令ノ本條ニ於ケル各府県ニ於テハ便宜ニ随テ公立師範学校ヲ設置スベシトアリ既ニ便宜ト云フトキハ之ヲ設ケザルモ亦可ナルガ如シ夫レ小学ノ整否ハ教員ノ良否ニ関シ教員ノ良否ハ師範学校ノ整否ニ原セリ師範学校ノ小学ニ於ケルヤ必ス消長ヲ同クスル者ニシテ師範学校衰ヘテ小学校ノ独り盛ナルハ各国ノ実歴ニ徴シテ未ダ之レアラザルナリ我国普通学ヲ督励シテヨリ今ニ及ンデ各府県師範学校ノ設ナキ者モアラズト雖モ其年ヲ歴ル尚ホ浅ク教員ニシテ師範学科ヲ卒業シタル者ハ全国ニ通シテ十中ノ一二過ギズ

他ハ皆旧時ノ学ヲ講ジテ教授ノ術ヲ知ラザル者ナリ且偏境僻地ニ至テハ実ニ良師ニ乏シキヲ以テ大低僧侶修驗習字師ノ徒少シク字ヲ識リ書ヲ読ム者ノ纒カニ其員ニ充ルノミ事ノ振ハザル職トシテ其一原因タラズンバアラズ故ニ今ヨリ以來師範生徒ノ教養ニハ最モ力ヲ致サ、ル可カラズ而シテ小学ノ設ケ人民必為ノ責タル以上ハ師範学校ノ設ケ亦豈苟モ便宜ニ任スベキモノナランヤ是レ則チ便宜云々ノ句ヲ削ル所以ニシテ「小学教員ヲ養成センガ為ニ」ノ句ヲ加フルハ其目的ヲ明示セントスルニアルナリ

第三十八条 (朱書)「小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス」

(朱書)「但本文師範学校ノ卒業證書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ」
理由 現行令ノ本条ニ於ケル単ニ師範学校云々トアリテ其官公私ノ別ヲ言ハズ是レ構成不備ノ私立師範学校ヲ起シ簡易ノ学科ヲ教授シテ卒業證書ヲ与ヘ之ヲ受ルノ人ヲシテ教員タルヲ得セシメントス或ハ曰ン私立ト雖モ其整備スル者ニ於テハ亦可ナラズヤト然リト雖モ是レ實際上必ス無キノ事ナリ師範学校ノ性質タル之ヲ教ユル者因テ以テ利益ヲ占ルノ余地ナシ公共ノ負担スル所トナリテ初メテ維持スルヲ得ル者トス故ニ私立ニ係ルモノハ必ズ其費用ヲ減省シテ其構成不備タラザルヲ得ズ是レ私立師範学校ノ望ヲ属ス可カラザル所以ニシテ既ニ已ニ不備ナルヲ予知スレバ豈

之ヲ以テ官公立ト同一視スルヲ得ベケンヤ故ニ今回ノ改正案ニ於テハ官立公立ノ四字ヲ加ヘタリ且現行令ノ但書タル「教員ニ相応セル学力アル」云々トアリ然ルニ其相応セルト判定スルハ果シテ誰ノ職タルヲ詳ニセス故ニ之ヲ改正シテ其義ヲ明ニセリ

削除案

(採消)第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小学校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

(朱書)理由 文部省ニ於テ普通教育ヲ奨励センガ為メ是レマデ年々定額ノ中ニ就キテ各地方ニ補助金ヲ配付セリ而シテ其額年々同一ナラズ其始メニ方リテ七拾万円ヲ出セシテアリト雖モ本省ノ定額減少セルニ随ヒテ漸ク其数ヲ殺ギ十四年

度ニ至リテハ定額更ニ減ズルヲ以テ既ニ補助金ヲ出スノ余裕アルナシ蓋シ補助金ノ配付タル普通教育ヲ必課スルノ制度ニ於テハ相伴ヒテ必ず無カル可カラザルモノトス何ントナレバ土地肥瘦ト人民ノ貧富トヲ問ハズ児童ノ就学学校ノ設立ヲ督促スル以上ハ政府モ亦其幾分ヲ支出シテ以テ其力ヲ助ケ其志ヲ励マサル可カラザレバナリ而シテ此補助金タル出ス所ヨリシテ之レヲ見レバ巨額ナリト雖モ各地方ノ学校ニ配付スルニ及ビテハ一校ノ得ル所僅ニ五六円ニ過ギズ然ラバ則チ之ヲ存スルト廃スルト實際ニ於テ全ク影響ナキカ曰ク否夫レ教育令ノ発行アリテヨリ政府ハ教育ヲ督促セズシテ人民ノ自為ニ放任セリト誤解セルモノ鮮カラズ則チ今回ノ改正タル大ニ此類勢ヲ挽回センガ為メ一層督促ヲ嚴ニセルガ故ニ舊從來ノ補助金ヲ廃ス可カラザルノミナラス更ニ幾分ヲ増加シテ以テ此精神ヲ助ケザルヲ得ザル者ノ如シ然リト雖モ從來ノ配付ハ實際ニ益スルノ力甚ダ乏キヲ以テ更ニ此金額ヲ転用シ奨励ノ方法ヲ變更セザル可カラズ然ルニ事之ニ反シ一方ニ於テハ督促ヲ嚴ニシ一方ニ於テハ単ニ補助金ヲ廃ス故ニ今回改正案ヲ行ハント欲スルニ方リ此一事ニ至リテハ實ニ遺憾ナキ能ハザルナリ然ト雖モ既ニ之ガ余裕アル無ケレバ則チ之ヲ廃セザルヲ得ズ故ニ是等數条ノ刪除ハ固ヨリ其望ム所ニアラズ則チ已ムヲ得ザルニ出ヅルノミ但別ニ督勵法ノ考案アルアリト雖モ事施政ノ務メニ屬シ是等數条刪除ノ理由ニ関セザルヲ以テ敢テ此ニ贅セズ

追加案

(朱世)

第四十八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事
 県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シ
 テ文部卿ニ開申スヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

理由 教育ノ目的ヲ達スルト否トハ實ニ教員其人ヲ得ルト否トニ係リ教員其人ヲ得ルト否トハ其待遇ノ厚キト否トニ由ル学制ノ精神弛緩シテヨリ人民漸ク教育ヲ輕視シ教員ノ学業居心如何ヲ問ハス唯給料ノ寡キト其人ト為リノ制シ易キトヲ是レ視ルノミ夫レ重賞ノ下ニ能者出デ功名ノ門ニ材者集マル今ヤ教員タル者ハ利益ナク又勢位ナシ此ノ如クニシテ材能ノ士ヲ得テ教員タラシメントスルハ尚ホ木ニ縁テ魚ヲ求ルガゴトキナリ故ニ有為ノ人ハ教員トナルヲ屑トセス其一時教員ト為ル者モ胸中自ラ平カナル能ハズ幾許ナラズシテ去テ他ニ之ク其循々トシテ職ヲ守ル者ハ人看テ事ニ勝ヘザルモノ、如クス是ニ於テカ教員ノ位地日ニ低下ニ趣キ学事漸ク荒ミ学校ノ信用日ニ衰フ其弊亦極マルト謂フベキナリ是レ此等ノ三条ヲ追加スル所以ニシテ其府知事県令ヲシテ此ヲ任免セシムルハ其職ヲ重ズルニ在テ其俸額ヲ規定セシムルハ妄ニ其給料ヲ減少セザラシムルナリ而シテ教員ノ職任重ク給料モ亦其職ニ応ズル以上ハ隨テ之ヲ責ルモ亦嚴ナラザル可ラズ是レ品行正シカラザルモノヲシテ教員

ノ名ヲ冒カサシムルハ法律ニ於テ禁ズルヲ明示スル所以ナリ

第五十一条 各府県ハ土地ノ情況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又専門
学校職工学校等ヲ設置スヘシ

理由 各府県大低中学校等ノ設ケアラザルハナシ而シテ府
県会起リテヨリ往々之ヲ無用視シ動モスレハ廢止セントス
ルニ傾クノ勢アリ公平ノ眼光ヲ放ツテ之ヲ觀ルニ地方ノ中
学校等現時悉ク整備シテ又議スベキモノナシト謂フベカラ
スト雖モ之ヲ改良スルヲ勉メズ中道ニシテ廢止スルハ特
ニ学事ノ退歩ヲ促スノミナラズ其土地人民ノ損失モ亦細ナ
ラスト謂フベシ蓋シ各地方ニ於テ学齡兒童普通学科ヲ卒業
スルノ後更ニ高等ノ学科ヲ修メント欲スル者アルモ若シ此
等学校ノ設置アラザルトキハ更ニ進ンデ高上ノ学ニ就クノ
道ナク已ムヲ得ズ遠ク笈ヲ負フテ都下ニ遊ントスレバ旧地
ニ在テ学ブニ比スルニ其費耗スル所ハ往々之ニ倍セントス
況ヤ既ニ設立セル学校ニシテ俄然トシテ之ヲ廢止スレバ曩
ニ注入セル所ノ資本ハ一朝徒費ニ歸シテ止マントスルニ於
テヤ是レ今回本条ヲ設ケテ予メ其損害ヲ未然ニ杜ガント
欲スル所以ナリ然リト雖モ今日ニ當リ其未ダ中学ノ設ケナ
キ地方ニ向テ強ヒテ之ヲ課セザル可カラザルモノトスルニ
ハアラズ是レ即チ「土地ノ情況ニ随ヒ」云々ト注意ノ言ア
ル所以ナリ

教育令

教育令 明治十二年九月
二十九日頒布

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書

籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校中学校師範学校專門学校

(加筆・朱書)
〔職工学校〕其他各種ノ学校トス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ

読書習字算術地理歴史修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ随ヒテ

器楽唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女

子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

(加筆・朱書)
〔但已ムヲ得サル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身

ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得〕

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所ト

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 (加筆・朱書) 〔職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス〕以上

(加筆・朱書)
〔数条〕掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ

得ヘシ

第九条 (抹消) 各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村聯合シテ公立小学

校ヲ設置スヘシ(加筆・朱書) 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ從ヒ独立或ハ

聯合シテ其学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ数箇ノ
小学校ヲ設置スヘシ

但(抹消) 町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ別ニ公

立小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ(加筆・朱書) 本文小学校ニ代ルヘキ

私立小学校アリテ府知事県令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設

置セサルモ妨ケナシ

第十条 (加筆・朱書) 各町村(抹消) 内ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ

ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル独立或ハ聯

合ノ区域ニ学務委員ヲ置(抹消) 戸長ヲ以テ其員ニ加フ

ヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無(抹消) 其町村ノ適宜タルヘシ

及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一条 学務委員ハ(抹消) 町村人民(抹消) ノ選挙タルヘシ

其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦挙シ府知事県令其中ニ就テ之

ヲ選任スヘシ

但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ

經ヘシ

第十二条 学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ児童ノ就学学校

ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十四条 (抹消) 凡児童学齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受ク

ヘシ(加筆・朱書) 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘ

シ

第十五条 (抹消) 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任

タルヘシ(加筆・朱書) 父母後見人等ハ其学齡児童ノ小学科三箇年ノ課程

ヲ卒業サル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ每

年十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課

程ヲ卒業タル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学

セシメサルヘカラス

但(抹消) 事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ

陳述スヘシ(加筆・朱書) 就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文

部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十六条 (抹消) 公立小学校(抹消) 二於テハ(加筆・朱書) ノ学期ハ三箇年以上八箇

年(抹消) ヲ以テ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコ

トヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ每

年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ(加筆・朱書) 以下タルヘク授業日

数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサル

モノトス

第十七条 (加筆・朱書) 学校ニ入(抹消) ラスト雖モ(加筆・朱書) レス又巡回授

業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ受タルノ途アルモノハ就学

ト做スヘシ(加筆・朱書) 授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ經ヘシ

但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシ

ムヘシ

第十八条 (加筆・朱書) 小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シ(抹消) キ地方ニ於テハ

教員巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

〔加筆・朱書〕
〔クシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントス
ル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ
以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以
テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 公立学校〔抹消〕ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ〔
〔加筆・朱書〕
〔幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ
認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ〕〕府知事県令ノ認可ヲ経
ヘシ

第二十一条 私立学校〔抹消〕ヲ設置或ハ廃止スルモノハ〔
〔加筆・朱書〕
〔幼稚園書
籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ〕〕府知事
県令ニ開申スヘシ

〔加筆・朱書〕
〔但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令
ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十二条 公立学校ノ教則ハ文部卿ノ〔
〔加筆・朱書〕
〔町村立私立学校幼
稚園書籍館等設置廃止ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部
卿ノ〕〕認可ヲ経ヘシ

第二十三条 〔抹消〕〔
〔加筆・朱書〕
〔私立〕〕〔小〕学校ノ教則ハ〔
〔抹消〕
〔府知事県令ニ開申スヘ
シ〕〕〔文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ
量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ〕

〔加筆・朱書〕
〔但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ
之ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキ
ハ其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方

税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁
スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方
税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得
ヘシ

第二十六条 公立学校ノ土地ハ免税タルヘシ
第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ
目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

〔抹消〕
第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助
金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立
小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小学校ニハ補助金ヲ
配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人
民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得
ヘシ

第三十二条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四
箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三条 各府県〔
〔抹消〕
〔ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立〕〕〔
〔加筆・朱書〕
〔ハ〕〕小学校教
員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後
卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業

証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証

書ヲ与フヘシ

〔^(抹消)第二十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ

補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ〕

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八条 〔^(抹消)公立〕小学校教員ハ〔^(加筆・朱書)官立公立〕師範学校ノ卒業証

書ヲ〔^(抹消)得テ〕〔^(加筆・朱書)有ス〕ルモノトス

但〔^(加筆・朱書)本文〕師範学校ノ卒業証書ヲ〔^(抹消)得〕〔^(加筆・朱書)有セ〕スト雖モ〔^(抹消)教員

ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ〕〔^(加筆・朱書)府知事県令ヨリ教員免許

状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ〕教員タルモ妨ケナシ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡

視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ

拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部

卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便

宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ

入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰^(殴子或ハ縛)ヲ加フヘカラ

ス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後见人等其学校ニ来観

スルコトヲ得ヘシ

〔^(加筆・朱書)

追加

第四十八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事

県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シ

テ文部卿ニ開申スヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第五十一条 各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又専門

学校職工学校等ヲ設置スヘシ

文部省伺教育令改正之事

〔^(注記6)

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治十三年十二月十五日

太政大臣三條實美 印

左大臣 熾仁親王 印

右大臣 岩倉具視 印

参議 大隈重信 印

参議 大木喬任 印

参議 山縣有朋 印

参議 伊藤博文 印

参議 黒田清隆 印

(注記7)
明治十三年十二月十一日

参議 西郷従道 印
参議 川村純義 印
参議 井上馨 印
参議 山田顯義 印

大臣 花押 (三條) (有栖川) (岩倉) 花押 印

内閣書記官 (谷森) (金井) 印

文部省上申教育令改正之事内務法制兩部勘査進呈ス

依テ回議ニ供ス

参議

(山村) (天木) (山田) (黒田) 花押 印
(天徳) (伊藤) (井上) (西郷) 花押 印

(注記8)
明治十三年十二月九日

内務部参議

(伊藤) (伊東) (大森) (落合) 書記官 印

法制部参議

(天木) (片岡) (股野) (周布) (片岡) 花押 書記官 印

別紙文部省上申教育令改正ノ儀ハ上申ノ通御裁可相成可然候尤モ現行教育令第二十六条ニ「公立学校ノ土地ハ免税タルヘシ」

トアリ学校ニ属スルノ土地ハ皆ナ免税タルモノ、如ク其免(採消)〔税スヘキ土地区分明瞭ナラス候間此度改正ニ際シ其学校「土地」ノ二字ヲ「敷地」ト改正致シ度仰高裁候也

御布告案

文部省上申案ヘ附箋ノ通(加筆) (伊東) 〔税スヘキ土地ノ区分明瞭ナラス候

間之ヲ敷地ト改メ候方可然(且)同省上申ノ体裁ニヨルトキハ新旧錯雜官民ノ不便少ナカラス因テ各条ヲ整理シ別紙ノ通告相成可然哉高裁候也

御布告案

別紙ノ通

元老院へ議定

例文

布告案

第号

明治十二年九月第四拾号布告教育令左ノ通改正候条此旨布告候事

明治十三年 月 日

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書

籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校(職工学

校)其他各種ノ学校トス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ

読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ

野面唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女

子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

(未盡) 〔但己ムヲ得ザル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ

中地理歴史ヲ減ズルコトヲ得

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法學理學醫學文學等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六条 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門學校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 〔(朱書)職工學校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス〕

以上〔(朱書)數條〕掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スル

コトヲ得ヘシ

第九条 〔(朱書)各町村ハ府知事県令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ

其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルベキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ

設置スヘシ〕

〔(朱書)但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事県令ノ認可

可ヲ經タルトキハ別ニ設置セザルモ妨ゲナシ

第十条 〔(朱書)各町村ハ學務ヲ幹理セシメンカ為ニ小學校ヲ設置ス

ル獨立或ハ聯合ノ区域ニ學務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加

フヘシ〕

〔(朱書)但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村會之ヲ評決シ府知

事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一条 〔(朱書)學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦

挙シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ〕

〔(朱書)但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經

ヘシ

第十二条 學務委員ハ府知事県令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校

ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四条 〔(朱書)學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ〕

第十五条 〔(朱書)父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學校三箇年ノ課程

ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎

年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學校三箇年ノ課

程ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就學

セシメサルヘカラス〕

〔(朱書)但就學督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可

ヲ經ヘシ

第十六条 〔(朱書)小學校ノ學期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授

業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ〕

〔(朱書)但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモ

ノトス

第十七条 〔(朱書)學齡兒童ヲ學校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ

別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡區長ノ認可ヲ經ヘシ〕

〔(朱書)但郡區長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校ニ於テ試験セシム

ヘシ

第十八条 〔(朱書)小學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ

方法ヲ設ケ普通教育ヲ兒童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令

ノ認可ヲ經ヘシ〕

第十九条 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ

以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以

テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十条 〔(朱書)公立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止其府県立ニ係

ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事
県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十一条 (朱書) 私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ
認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ

(朱書) 但公立小学校二代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ
認可ヲ経ヘシ

第二十二條 (朱書) 町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則
ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十三条 (朱書) 小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ
府知事県令土地ノ情况ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経
テ管内ニ施行スヘシ

(朱書) 但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之
ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ
其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十四条 公立学校ノ費用府県令ノ議定ニ係レルモノハ地方
税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁
スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方
税ニ要スルトキハ府県令ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得
ヘシ

第二十六条 公立学校ノ(朱書)地ハ免税タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ
目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

(朱書) 第二十八条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助

金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領取セシ補助金ヲ各公立
小学校ニ配付スヘシ

第三十条 前年中授業四箇月ニ満たサリシ小学校ニハ補助金ヲ
配付セサルヘシ

第三十一条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人
民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得
ヘシ

第三十二条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四
箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三条 (朱書) 各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校
ヲ設置スヘシ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後
卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業
証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証
書ヲ与フヘシ

(朱書) 第三十六条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ
補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八条 (朱書) 小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有
スルモノトス

(朱書) 但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ
教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナ

シ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ發遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴チ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

^(朱書)第四十八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シテ文部卿ニ開申スヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第五十一条 各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又専門

「学校職工学校等ヲ設置スヘシ

(注記9) (田中) (印)

教育令改正布告案

右其院議定ニ被付候事

^(朱書)〔明治十三年十二月十八日〕

議長 大木喬任殿

(注記10) (田中) (印)

文部権大書記官 島田三郎
文部少書記官 久保田謙

右教育令改正布告案議定ノ節内閣委員トシテ被差遣候条此旨相達候事

明治十三年十二月十八日 太政大臣

議長 大木喬任殿

(田中) (印)

過日文部卿ヨリ上奏相成候教育令改正按御裁定ノ上本日元老院議定ニ被付候由就テハ内閣ニ於テ御取捨相成候廉等有之候ハ、其箇所為心得御回示置相成候様致度此段及御依頼候也

明治十三年十二月十八日 久保田文部少書記官
島田文部権大書記官

内閣書記官

御中

(朱書) 〔乾第式百拾七号属〕 (谷森)

(田中)

教育令改正布告案第一読会明後廿二日午前第九時三十分相開候
此段及御届候也

明治十三年十二月廿日 議長 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

(朱書) 〔内閣委員へ通知済十二月廿日〕 (田中)

(注記1)

明治十三年十二月廿日

第一席 (田中)

書記官

(谷森) (作間) (田中)

島田文部権大書記官外一名へ回答案

今般元老院ノ議定ニ付セラレ候教育令改正案ノ儀ニ付御照会ノ
趣致承知候右ハ都テ文部卿稟申ノ通御裁定相成候儀ニ有之候尤
現行第二十六条「公立学校ノ土地ハ免税タルヘシ」ト有之学校
ニ属スルノ土地ハ都テ免税タルモノ、如ク相見区分明瞭ナラス
候間「公立学校ノ(朱書)〔敷〕地ハ免税タルヘシ」ト改(抹消)〔正ノ答〕(加筆)
テ〕議定ニ被付候此旨及御答候也

明治十三年十二月二十日 (田中)

追テ御省稟申ノ体裁ニテ布告相成候テハ官民ノ不便不少ニ付
別紙ノ体裁ニ被改現行据置ノ各条ヲモ差加ヘ順次整理シ議定

二被付候得共今般議定可相成条々ハ都テ改正ノ各条ニ限り候
儀ト御心得可有之此旨申添候也

明治十二年九月第四拾号布告教育令左ノ通改正候条此旨布告候事

- 第一条
- 第二条
- 第三条

(注記13) (朱書) 〔乾第式百拾七号〕

(注記12)

(田中)

本月十八日議定ニ被付候教育令改正布告案昨廿三日會議ニ於テ
修正ヲ加フヘキニ決シ別冊修正案

勅裁ヲ仰キ候為メ御上奏有之度候右ハ修正セシ所以ノ理由ヲ具
シテ上奏可致答ニ候得共至急ヲ要スルノ際時日ヲ費サン一ヲ恐
レ子テ内閣委員 文部権大書記官島田三郎 文部少書記官久保田讓
廉モ候ハ、同委員へ御打合有之度此段副テ申進候也

明治十三年十二月廿四日 議長 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

本月十八日下付セラレシ所ノ教育令改正布告案昨廿三日會議ニ
於テ別冊ノ如ク修正ヲ加フヘキニ決ス因テ其修正ノ条項ヲ藍書
シテ謹テ之ヲ上奏ス

明治十三年十二月廿四日 議長正四位勲一等 大木喬任 (田中)

布告案

明治十二年九月第四拾号布告教育令左ノ通改正候条此旨布告候事

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書

籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校(加筆)農学校

商業学校(朱書)職工学校(朱書)其他各種ノ学校トス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ

読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ

野面唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女

子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

(朱書)但己ムヲ得サル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ

中地理歴史ヲ減ズルコトヲ得

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所ト

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 職工学校ハ諸般ノ工芸ヲ授クル所トス(抹消)

農学校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス(加筆)

商業学校ハ商売ノ學業ヲ授クル所トス

職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス

以上(朱書)數条掲ケル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコ

トヲ得ヘシ

第九条 (朱書)各町村ハ府知事県令ノ指示ニ從ヒ独立或ハ聯合シテ

其學齡児童ヲ教育スルニ足ルベキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ設置スヘシ

(朱書)但本文小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認

可ヲ經タルトキハ別ニ設置セザルモ妨ゲナシ

第十条 (朱書)各町村ハ學務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置ス

ル獨立或ハ聯合ノ区域ニ學務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加

フヘシ

(朱書)但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村會之ヲ評決シ府知

事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一条 (朱書)學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦

挙シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ撰任スヘシ

(朱書)但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經

ヘシ

第十二条 學務委員ハ府知事県令ノ監督ニ屬シ児童ノ就學學校

ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四条 (朱書)學齡児童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タ

ルヘシ

第十五条 (朱書)父母後見人等ハ其學齡児童ノ小学科三箇年ノ課程

ヲ卒業サル間己ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎

年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課

程ヲ卒業リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就學

セシメサルヘカラス

(朱書)但就學督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可

〔ヲ経ヘシ〕

第十六条 〔^(朱書)小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日数ハ毎年三十二週日以上タルヘシ〕

〔^(朱書)但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス〕

第十七条 〔^(朱書)学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ〕

〔^(朱書)但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシムヘシ〕

第十八条 〔^(朱書)小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 〔^(朱書)公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廃止其府県立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十一条 〔^(朱書)私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ〕

〔^(朱書)但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十二條 〔^(朱書)町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十三条 〔^(朱書)小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情况ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ〕

〔^(朱書)但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ〕

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六条 公立学校ノ^(朱書)敷地ハ免税タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八条 〔^(朱書)抹消〕^(加筆)削除

第二十九条 〔^(朱書)抹消〕^(加筆)削除

第三十条 〔^(朱書)抹消〕^(加筆)削除

第三十一条 〔^(朱書)抹消〕^(加筆)削除

第三十二条 〔^(朱書)抹消〕^(加筆)削除

第三十三条 各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業

証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証

書ヲ与フヘシ

第三十六条 ^(抹消) ^(加筆朱書) [削除] [削除]

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

^(加筆) [但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス]

第三十八条 ^(朱書) [小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有

スルモノトス]

^(朱書) [但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ

教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡

視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ

拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部

卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ取ムルト収メサルトハ其便

宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニアラサレ

ハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ野ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰^{殴チ或ハ縛}スルノ類ヲ加フヘカラ

ス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後见人等其学校ニ来観

スルコトヲ得ヘシ

第四十八条 ^(朱書) 町村立小学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事

県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シ

テ文部卿^(抹消) [二開申ス]^(加筆) [ノ認可ヲ経]ヘシ

第五十条 品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第五十一条 ^(抹消) 各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又専

門学校^(加筆) [農学校商業学校]職工学校等ヲ設置スヘシ

(注記14)

元老院上奏教育令改正布告案修正議定之事

右謹テ奏ス

明治十三年十二月廿五日

閣

太政大臣三條實美 印

左大臣 熾仁親王 印

右大臣 岩倉具視 印

参議 大隈重信 印

参議 大木喬任 印

参議 山縣有朋 印

参議 伊藤博文 印

参議 西郷従道 印

参議 川村純義 印

参議 井上馨 印
参議 山田顯義 印

明治十三年十二月廿四日
(注記15)

大臣 花押 (三條) (有栖川) (岩倉) 花押 印

内閣書記官 (作間) (金井) (谷孫) 印

元老院上奏教育令改正布告案修正議定之事

参議

(大隈) (大隈) (天木) (井上) (山田) 花押 花押 花押 印 印 印

(伊藤) (山県) 花押 印 印

明治十三年十二月廿四日

内務部参議 (西郷) 印

書記官 (伊東) (大森) 印 印

法制部参議 (山田) 印

書記官 (股野) (周布) (正岡) 印 印 印

別紙文部省上申教育令改正布告案本月十八日元老院ノ議定ニ付
セラレ候処別紙ノ通修正ノ上議決ノ趣上申相成則チ審按候処穩
当ノ修正ニシテ不都合ノ廉無之相考候間御裁可相成可然哉仰高
裁候也

御布告按

元老院議定上奏〔成〕案ノ通 (抹消) 印

〔御指令〕〔通牒ノ〕按 (加筆・朱書) 印

〔上申ノ趣〕元老院議定ノ上第 号ヲ以テ布告候事 (加筆・朱書) 印

〔明治十三年十二月二十八日〕 (印) 印

明治十二年九月第四拾号布告教育令左ノ通改正候条此旨布告候
事

明治十三年十二月二十八日 太政大臣 三條實美

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校幼稚園書

籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校農学校商

業学校職工学校其他各種ノ学校トス

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ

修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩トス土地ノ情况ニ随ヒテ

昇唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女

子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ

中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所ト

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八条 農学校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス

商業学校ハ商売ノ學業ヲ授クル所トス

職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス

以上数条掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコト
ヲ得ヘシ

第九条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ聯合シテ其
 学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小学校ヲ設
 置スヘシ

但本文小学校ニ代ルヘキ私立小学校アリテ府知事県令ノ認
 可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第十条 各町村ハ学務ヲ幹理セシメンカ為ニ小学校ヲ設置スル
 独立或ハ聯合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フ
 ヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ区町村会之ヲ評決シ府知
 事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一条 学務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦挙
 シ府知事県令其中ニ就テ之ヲ撰任スヘシ

但薦挙ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經
 ヘシ

第十二条 学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ児童ノ就学学校
 ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス
 第十四条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タル
 ヘシ

第十五条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ
 卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年
 十六週日以上就学セシメサルヘカラス又小学科三箇年ノ課程
 ヲ卒リタル後ト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就学セ
 シメサルヘカラス

但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可
 ヲ經ヘシ

第十六条 小学校ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業
 日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモ
 ノトス

第十七条 学齡児童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別
 ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡区長ノ認可ヲ經ヘシ

但郡区長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学校ニ於テ試験セシム
 ヘシ

第十八条 小学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方
 法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ授ケントスル町村ハ府知事県令ノ
 認可ヲ經ヘシ

第十九条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ
 以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以
 テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条 公立学校幼稚園書籍館等ノ設置廢止其府県立ニ係ル
 モノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事県
 令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一条 私立学校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事県令ノ認
 可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事県令ニ開申スヘシ

但公立小学校ニ代用スル私立小学校ノ廢止ハ府知事県令ノ
 認可ヲ經ヘシ

第二十二条 町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廢止ノ規則ハ

府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十三条 小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情况ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ

但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ付シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十四条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ地方税ヨリ支弁シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十五条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六条 公立学校ノ敷地ハ免税タルヘシ

第二十七条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ
目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八条 削除

第二十九条 削除

第三十条 削除

第三十一条 削除

第三十二条 削除

第三十三条 各府県ハ小学校教員ヲ養成センカ為ニ師範学校ヲ設置スヘシ

第三十四条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後

卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ

第三十六条 削除

第三十七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第三十八条 小学校教員ハ官立公立師範学校ノ卒業証書ヲ有スルモノトス

但本文師範学校ノ卒業証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

第三十九条 文部卿ハ時々吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第四十条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条 凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニアラサレハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条 伝染病ニ野ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴子或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス

第四十七条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ来觀スルコトヲ得ヘシ

第四十八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スヘシ

第四十九条 町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第五十条 各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又専門学校農学校商業学校職工学校等ヲ設置スヘシ

(採道)〔明治十三年十二月〕(加筆・朱書)〔本〕月二十四日其院議定上奏相成候教育令

改正案第三条中読書習字算術地理歴史修身云々ヲ修身読書習字算術地理歴史云々ニ改メ別紙ノ通便宜布告ノ後其院検視ニ被付候事

明治十三年十二月二十八日

太政大臣

議長 大木喬任殿

(朱書)〔乾第二百二十号〕

(注記17)

去ル十三年十二月廿八日下付有之候教育令改正案第三条中改正ノ儀布告今廿四日検視ヲ經過シ本案致奉還候条御上奏有之度候

(注記16) (田中)

也

明治十四年一月廿四日

太政大臣 三條實美殿

議長 大木喬任

去ル十三年十二月廿八日本院ノ検視ニ付セラレシ所ノ教育令改正案第三条中改正ノ儀布告今廿四日検視ヲ經過ス仍テ本案ヲ奉還シテ謹テ之ヲ上奏ス

明治十四年一月廿四日 議長正四位勲一等 大木喬任 印

(注記19)

元老院上奏教育令改正案第三条中改正布告検視済之事

右謹テ奏ス

太政大臣 三條實美 印

左大臣 熾仁親王 印

右大臣 岩倉具視 印

閣

(注記20) 明治十四年一月廿四日

大臣 花押(三條) 花押(有栖川) 花押(岩倉)

内閣書記官 (兼井) (佐藤)

元老院上奏教育令改正案第三条中改正布告検視済之事

(注記1)

〔内務部第六百五十一号ノ十二月九日ノ内務部受付印ノ法制部第三

三ノ号ノ十二月十日ノ法制部受付印ノ^(屬見)

(注記2)

^(日置)

(注記3)

「内務部」

(注記4)

「法制部」

(注記5)

「廿六」(簿冊内件名番号)「甲三〇」

(注記6)

^(谷森)

(注記7)

「可」「文甲三〇号」

(注記8)

^(朱書)
「大至急」

(注記9)

^(日置)

(注記10)

^(日置)

(注記11)

「乙七二」

(注記12)

^(谷森)

(注記13)

「内務部」

「法制部」

(注記14)

「掲」

(注記15)

「聞」「文甲三〇号」

(注記16)

^(森山)
^(日置)

(注記17)

「上申」

(注記18)

^(日置)

(注記19)

「掲」

(注記20)

「文甲三〇号」

(下札)

「第二十六条 公立学校ノ^(朱書)敷地ハ免税タルヘシ」

〔明治十三年自九月至十二月
公文録 文部省之部 全〕
2A, 10, ㊟2665